

基礎研 レポート

消費増税の低所得者対策 ～軽減税率と給付付き税額控除～

経済研究部 研究員 齊藤 誠

(03)3512-1780 msaitou@nli-research.co.jp

1—はじめに

2012年8月に社会保障・税一体改革が成立したことを受けて、現行5%の消費税率は、2014年4月より8%、2015年10月には10%に引き上げられる予定になっている。税率を8%から10%に引き上げるときの低所得者対策としては、当初の民主党案では「給付付き税額控除」であったが、民自公の修正協議の結果、「軽減税率」と「給付付き税額控除」の双方が検討されることになった。その後、2012年12月の総選挙で政権交代があり、新政権のもとでは「消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」と、軽減税率のウェイトが強まっていった。

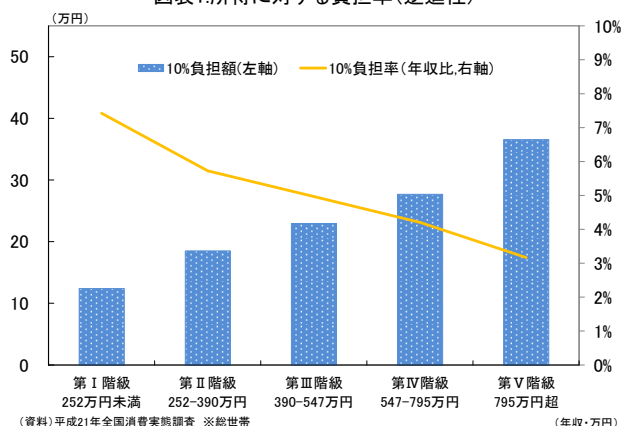
昨年12月の平成26年度与党税制改正大綱では、軽減税率制度を「税率10%時に導入する」と示され、軽減税率の導入が決定的になった。今回の自公間の合意により、民主党および多くの有識者が主張していた「給付付き税額控除」の選択肢は、議論のテーブルから漏れることになった。ⁱ

本稿では、制度的には給付付き税額控除が望ましいにも関わらず、政治的に軽減税率が選ばれた理由を整理する。次に、今後検討される軽減税率の品目選定や、現在議論が止まっている給付付き税額控除に関する見解を述べる。

2—逆進性の問題と低所得者対策

消費税には逆進性の問題がある。逆進性とは、図表1のとおり所得が低いほど消費税の負担率(年収比)が大きくなることであるⁱⁱ。消費税は課税対象の消費に対して一定の税率が課されることから比例税であるが、所得が低いほど平均消費性向が高くなる傾向があるため、逆進性が生じる。

図表1.所得に対する負担率(逆進性)



ⁱ 首相の諮問機関の政府税制調査会では、軽減税率を望ましくないとする意見が依然として多い。(H25年12月2日議事録)

ⁱⁱ 低所得世帯には若年層と高齢層、高所得世帯には中年層が多い傾向があるため、生涯所得で見れば逆進性は生じないとの見方がある。

社会保障・税一体改革では、この逆進性の対応として軽減税率と給付付き税額控除の2つが検討されることになった。

軽減税率は、食料や水道など一部の取引に限って消費税率を低くする措置である。生活必需品などに適用することで低所得者の負担率を抑制することができる。諸外国ではヨーロッパ諸国を中心に多くの国が導入している。

給付付き税額控除は、社会保障の「給付」と所得税の「税額控除」を組み合わせた制度である。低所得者に税額控除を付与し、税額が控除額に満たない者にも給付等による対応ができる。諸外国では、欧州やアメリカのように就労促進や子育て支援、社会保険料負担軽減などの目的に活用するケースが多いものの、カナダやシンガポールのように逆進性対策として活用するケースもある。

3—制度的には給付付き税額控除が有効

本章では、軽減税率と給付付き税額控除について、3つの論点(①低所得者対策としての有効性、②制度設計上の問題、③納税事務負担の問題)で比較を行う。

1 | 論点1:低所得者対策としての有効性

消費税率 10%の環境下で軽減税率と給付付き税額控除をそれぞれ導入した場合、どちらが逆進性緩和策として有効かを確認する。ここでは、2つの側面(A:同じ財源を充てた場合の逆進性緩和効果、B:同じ低所得層の負担軽減効果に要する財源規模)から比較していく。

(A:同じ財源を充てた場合の逆進性緩和効果)

軽減税率、給付付き税額控除はどちらも国民の負担を下げる制度であるため財源が必要となる。ここでは両制度に同じ財源を充てた場合、低所得者対策としてどの程度の効果があるかを確認する。

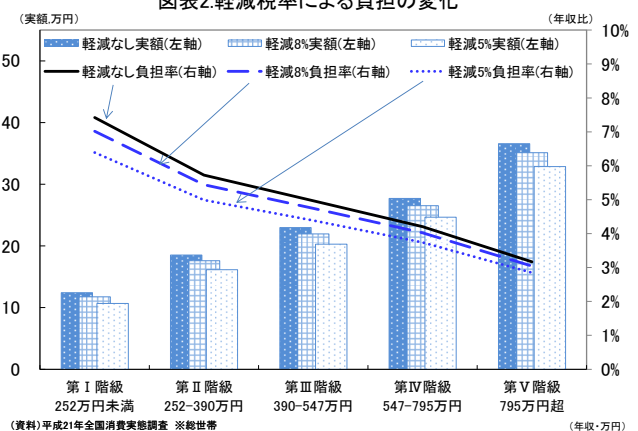
まず軽減税率の効果をj確認する。軽減税率は8%と5%の2パターンとし、適用品目は酒類、外食を除く食料全般、書籍・他の出版物ⁱⁱⁱとする。なお、非課税品目は家賃地代、医薬品、保健医療サービス、授業料等、介護サービス、贈与金、仕送り金とした。

結果は、図表2のとおり、軽減税率を導入すると全世帯の負担率が低下することが分かる。また、僅かであるが、所得が低いほど負担率の低下幅が大きくなる。したがって、軽減税率は逆進性対策として一定の効果があるとみる^{iv}。

なお、この条件で要する財源は、軽減税率8%が9600億円、5%が2.5兆円であった。

次に、給付付き税額控除の効果を確認する。ここでは政策に要する財源が軽減税率と同じ9600億円と2.5兆円になるシンプルな給付付き税額控除^vを2パターン用意した。

図表2.軽減税率による負担の変化



ⁱⁱⁱ 具体的な品目を挙げている公明党の意見(酒と外食を除く食料品全般、新聞・書籍)を参考にした。

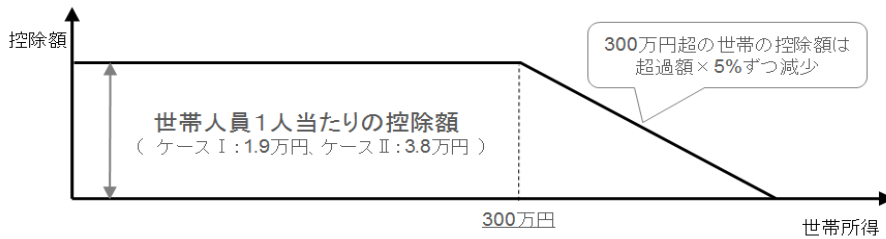
^{iv} ただし、負担の実額で見ると、所得が高い世帯ほど負担が軽減されている。

^v カナダの給付付き税額控除(GST クレジット)を単純化した仕組み。

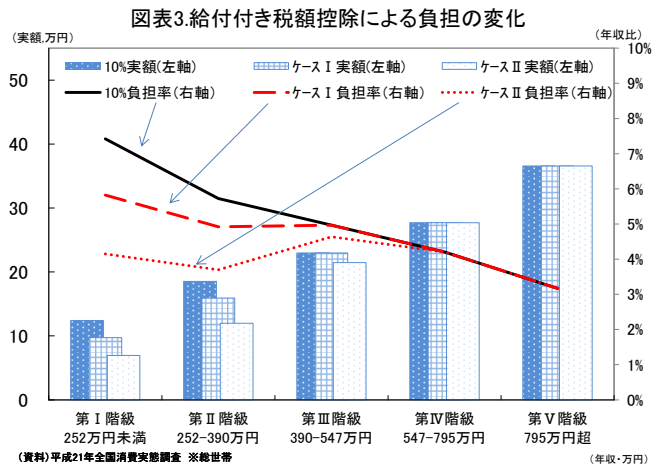
《給付付き税額控除 ケースⅠ,Ⅱ》

ケースⅠ: 年収300万円以下の世帯に1人当たり1.9万円控除(減額率5%) ※財源9600億円(軽減税率8%と同じ)

ケースⅡ: " " 1人当たり3.8万円控除(減額率5%) ※財源2.5兆円(軽減税率5%と同じ)



結果は、図表3のとおり、当然ながら給付付き税額控除を導入した場合、所得の低い世帯のみ負担率が低下することが分かる。その負担率の低下幅は軽減税率よりも大きく、フラット化する。したがって、それぞれの政策に充てる財源が同じであれば、給付付き税額控除の方が低所得者対策として効果があるといえる。



(B: 同じ低所得層の負担軽減効果に要する財源規模)

次に、低所得世帯[下位40%]の負担軽減効果が、軽減税率8% (酒類、外食を除く食料全般、書籍・他の出版物)と一致する給付付き税額控除(以下ケースⅢ)を用意し、どの程度の財源で実施できるかを確認する。

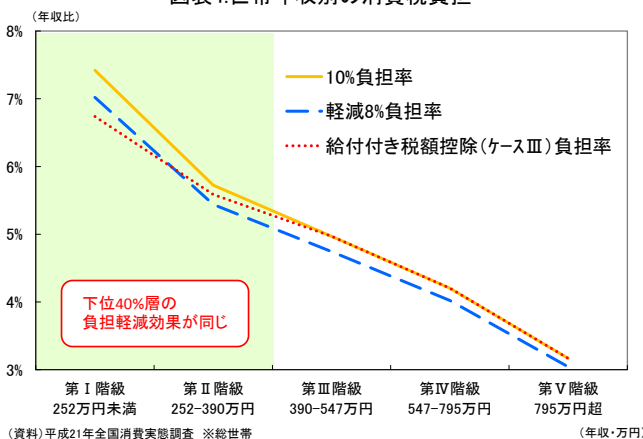
《給付付き税額控除 ケースⅢ》

ケースⅢ: 年収300万円以下の世帯に1人当たり0.8万円控除(減額率5%)

※低所得世帯[下位40%世帯]の負担軽減効果が軽減税率8%と同じ

結果は、図表4.5のとおり、政策に要する財源は、軽減税率(8%)が9600億円、給付付き税額控除(ケースⅢ)が2900億円と、給付付き税額控除(ケースⅢ)は軽減税率(8%)の1/3で済むことになった。前提のとおり、低所得世帯[下位40%]が受ける恩恵はどちらも同じ(2900億円)であるため、この差額は軽減税率で中高所得世帯が受ける恩恵(6700億円)となる。

図表4.世帯年収別の消費税負担



図表5.所得五分位階級別に見た負担軽減効果

	軽減税率(8%)	給付付き税額控除(ケースⅢ)
低所得世帯(Ⅰ-Ⅱ階級)	約2900億円	約2900億円
中高所得世帯(Ⅲ-Ⅴ階級)	約6700億円	0円
全世界帯	約9600億円	約2900億円

2 | 論点2:制度設計上の問題

2 つ目は、制度設計に生ずる恣意性の問題を取り挙げる。図表 6 は税率の境目が分かりにくい欧州の事例である。例えばフランスでは、贅沢品のキャビアは標準税率であるが、同じ贅沢品のフォアグラとトリュフは国内産業保護の観点から軽減税率が適用される。また、カナダでは、ドーナツ5個までならその場ですぐ食べる外食扱い(標準税率)だが、6個以上なら食料扱い(軽減税率)になる。このように税率の境目が曖昧になると、消費者には分かりにくいだけでなく、消費選択が歪められることにもなる。また、企業には制度遵守のためのコンプライアンス・コストや軽減税率適用をめぐる訴訟費用が発生する可能性がある。さらには政治家への陳情合戦が繰り返され、特定分野が優遇されると社会的不公平感が拡大する恐れもある。

一方、給付付き税額控除は、所得がいくらまでの世帯に、いくら給付するかといった客観的な制度設計が可能であり、このような問題は生じにくい。

図表6.境目が曖昧な軽減税率の事例

	フランス	イギリス	ドイツ	カナダ
標準税率	キャビア	温かい テイクアウト	ハンバーガー 店内飲食	ドーナツ 5個
軽減税率	フォアグラ トリュフ	冷えた 惣菜	ハンバーガー テイクアウト	ドーナツ 6個

3 | 論点3:納税事務負担の問題

3 つ目は、企業の納税事務負担の問題を取り挙げる。ここでの最大のテーマは、軽減税率を導入すると消費税の仕入税額控除^{vi}の計算方法としてインボイス方式^{vii}が必須となり、企業の納税事務負担が増えることである。

現行の請求書保存方式は、単一税率のため取引額から消費税額を逆算できることから、請求書に税率・税額などを記載する義務は課されておらず、請求書も保存するだけでよい。しかし、軽減税率を導入すると、軽減税率で仕入れた商品を標準税率で仕入れたことにするとといった脱税行為が生じやすくなる。そのため、請求書に税率・税額・通し番号などの記載義務があるインボイス方式を導入することで、企業には適正な消費税額を算出させ、税務当局が販売側・仕入側双方を容易にチェックできる仕組みに変える必要がある。しかし、企業側(特に中小・零細事業者)は「税率・税額などの記載や税額計算の手間が増える」、「免税事業者はインボイスを発行できないため取引対象から除外される」とインボイス方式の導入に反対している。

現在、現行方式の見直しだけで対応する打開策を模索しているようだが、結局のところ税の透明性確保と企業の事務負担増のトレードオフであるため、どこかで折り合いをつけなければならないだろう。給付付き税額控除であれば単一税率を維持し、インボイス方式を導入せずに済ませることも可能だ。^{viii}

前項で見たように制度的には給付付き税額控除の方が有効な制度だと言える。こうした中で、なぜ軽減税率の導入が決まったのだろうか。また、なぜ多くの国で軽減税率が採用されているのだろうか。以下ではそれらについて見解をまとめてみたい。

^{vi} 売上げで顧客から預かった消費税額から仕入れで取引先に払った消費税額を控除する仕組み。

^{vii} 貨物の送り状や商品の明細書を意味する。

^{viii} 現行方式でも益税が発生しているため、軽減税率とは関係なく、インボイス方式を採用すべきとの意見もある。

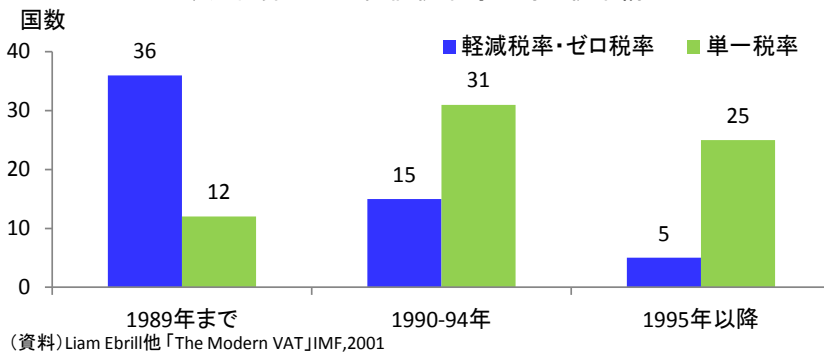
4 | 政治的には軽減税率

今回、軽減税率が選ばれることになった最も大きな理由は、消費税率5%引き上げに対する「国民の理解」を得るためである。確かに議員定数削減など「身を切る」改革が進まないなか、増税先行となったことに対する不満を抱えた国民も多い。軽減税率は、全ての国民が買い物の度に軽減税率の恩恵を実感することができる制度のため、国民の不満を抑えることはできそうだ。FNN世論調査(2013年12月実施)では、軽減税率を「導入すべき」と回答した人が76.4%との結果もある。この結果を素直に受け入れるとすれば、軽減税率は政権基盤の安定化には寄与する制度といえそうだ。

しかし、既に軽減税率を導入している国では、多くの問題点が指摘されており、単一税率が望ましいと考えているようだ。代表的なものとしてはマーリーズ・レビュー^{ix}、そしてIMF、OECDなどの報告書や声明がある。これらには、前項でふれた低所得者対策としての有効性の低さ、恣意的な線引きや納税事務負担増の問題のほか、課税ベース浸食に伴う税収減、軽減税率は適用が一度認められると取り止めることが困難との指摘がある。

こうした欧州の反省を踏まえ、世界では90年代から軽減税率を敬遠する動きもある(図表7)。ニュージーランドは単一税率を維持(15%で非課税品目も最小限に)しており、EUから高い評価を受けている。(図表8^x)

図表7.世界の付加価値税率導入時の税率構造



図表8. VAT Revenue Ratio (付加価値税の効率性)



^{ix} 1996年に最適所得税論でノーベル経済学者を受賞したジェームズ・マーリス卿を中心とする財政学者グループが英シンクタンクIFSから出した税制改革の提言書。

^x 付加価値税の有効性の指標。分子(付加価値税収)を分母(消費から付加価値税収を控除したものに標準税率を乗じた金額)で除したもの。ニュージーランドは、日本よりも非課税の範囲が狭く、世界で最も高い評価がなされている。

4— 軽減税率の適用品目

軽減税率には数々の問題があるとはいえ、現政権が軽減税率導入に向かっている以上、検討に検討を重ね、制度をより良いものにしなければならない。与党は軽減税率導入のスケジュールとして、年末に決める与党税制改正大綱に制度の詳細を盛り込むことを目指している。まずは4月中に適用品目などの基本的な考え方をまとめる予定だ。その際には、財源や分かりやすさ、中立性、そして逆進性への影響を考慮する必要がある。

1 | 適用品目の選択肢

軽減税率は、与党税制改正大綱にも記載された財源という制約を踏まえなくてはならない。ただし、その金額は税率と適用品目で調整することができるため、適用品目の選択肢はあらゆる可能性があるともていい。適用品目を細かく選別すると、イギリスのチョコ付きクッキー（標準税率）とチョコなしクッキー（軽減税率）のように線引きの問題が拡大するため、ここでは適用品目の分類を消費の十大費目および中分類の範囲に留め、品目毎の税率を8%、5%（標準税率10%）とした場合に要する財源規模を算出した。（図表9）

図表9. 軽減税率に要する財源規模

	消費割合	軽減税率(億円)	
		8%	5%
食料	24.4%	11,875	30,535
穀類	2.4%	1,163	2,991
魚介類	2.1%	1,009	2,596
肉類	1.9%	926	2,381
乳卵類	1.0%	498	1,280
野菜・海藻	2.7%	1,331	3,422
果物	1.0%	499	1,284
油脂・調味料	1.0%	503	1,294
菓子類	2.0%	968	2,490
調理食品	2.7%	1,336	3,436
飲料	1.3%	621	1,597
酒類	1.2%	565	1,453
外食	5.0%	2,454	6,309
※食料[外食・酒類除く]	18.2%	8,855	22,769
その他消費支出	19.9%	3,755	9,657
理美容サービス	1.0%	510	1,311
理美容用品	1.4%	671	1,725
身の回り用品	0.6%	313	805
たばこ	0.5%	222	570
他の諸雑費	4.3%	2,040	5,245
その他	12.0%	—	—
交通・通信	14.2%	6,912	17,774
交通	2.4%	1,150	2,957
自動車等関係費	7.5%	3,657	9,404
通信	4.3%	2,105	5,413
教養娯楽	11.5%	5,602	14,406
教養娯楽用耐久財	1.3%	624	1,604
教養娯楽用品	2.2%	1,081	2,780
書籍・他の印刷物	1.6%	784	2,017
教養娯楽サービス	6.4%	3,113	8,005
住居	8.0%	1,379	3,546
家賃地代	5.1%	—	—
設備修繕・維持	2.8%	1,379	3,546

	消費割合	軽減税率(億円)	
		8%	5%
光熱・水道	6.2%	3,022	7,771
電気代	2.8%	1,360	3,498
ガス代	1.4%	700	1,801
他の光熱	0.3%	143	368
上下水道料	1.7%	819	2,105
被服及び履物	4.4%	2,137	5,495
和服	0.1%	47	121
洋服	1.9%	911	2,343
シャツ・セーター類	0.8%	386	992
下着類	0.4%	195	503
生地・糸類	0.1%	27	70
他の被服	0.4%	179	460
履物類	0.5%	255	656
被服関連サービス	0.3%	136	349
保健医療	4.4%	542	1,393
医薬品	0.8%	—	—
健康保持用摂取品	0.4%	191	491
保健医療用品・器具	0.7%	351	903
保健医療サービス	2.4%	—	—
教育	4.0%	355	913
授業料等	3.2%	—	—
教科書・学習参考教材	0.1%	25	63
補習教育	0.7%	330	849
家具・家事用品	3.2%	1,544	3,969
家庭用耐久財	0.9%	456	1,174
室内装備・装飾品	0.3%	140	359
寝具類	0.2%	120	309
家事雑貨	0.7%	339	873
家事用消耗品	0.7%	337	866
家事サービス	0.3%	152	390

※非課税品目とした家賃地代、医薬品、保健医療サービス、授業料等、介護サービス、贈与金、仕送り金のほか、こづかい、交際費は適用品目から除外した。

(資料) 平成21年全国消費実態調査を元に作成

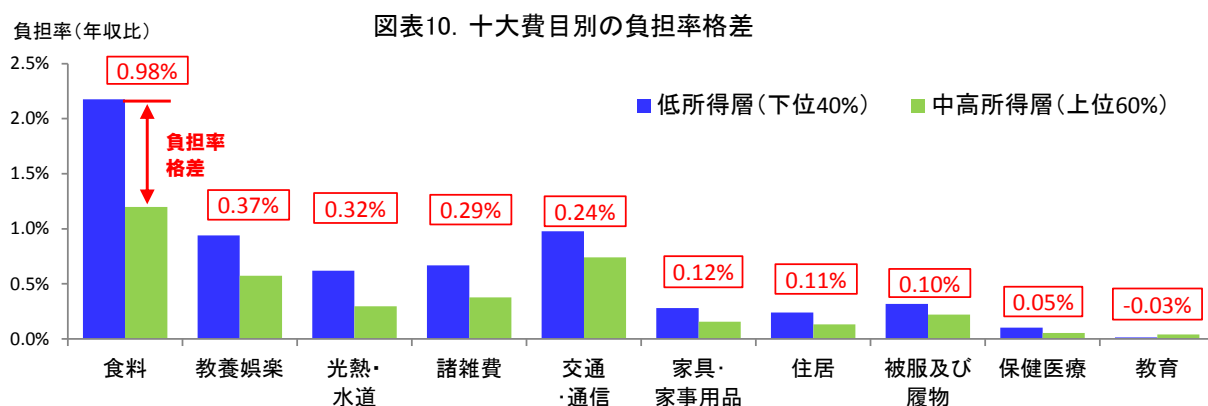
その結果、食料、交通・通信のように消費に占める金額の大きいものほど、必要な財源規模も大きい傾向がある。また、税率を小さくすると財源規模が格段に増える。当然ながら負担を軽減するほど、政策に必要な財源が増すことが分かる。

特に食料品は諸外国同様に日本でも適用されるとみるが、税率を8%とするだけで 1.2 兆円もの財源を要する。8%ではお得感が小さいとして5%にすると財源は 3.1 兆円に上る。財源規模を抑えるため、同じ食品でも外食、酒類だけは贅沢品とみなして対象外にすると8%で約 9000 億円になる。金額は 1 兆円を下回るが、水準は依然として大きく、代替財源の確保は容易ではないだろう。仮にこの額を消費税だけで確保すると、標準税率が 10.6%になる。

様々な選択肢があるなかで政府はどのような品目を選ぶのか。軽減税率の導入目的が増税に対する国民の理解であれば、国民にいくつかの選択肢を提示して、パブリックコメントやアンケート調査を実施し、世論を重視する判断もあるかもしれない。

2 | 軽減税率でも逆進性緩和に寄与する品目

軽減税率の逆進性の緩和効果はあまり望めないものの、どのような品目であれば、逆進性緩和に寄与するかをみてる。図表 10 は、低所得世帯[下位 40%]と中高所得世帯[上位 60%]の負担率の格差を十大費目別に並べたものである^{xi}。食料、教養娯楽、光熱・水道の順に格差が大きいことが分かる。次に負担率格差と財源規模の関係を見る。



(資料)平成21年度全国消費実態調査を元に作成

図表 11 は、負担率格差と軽減税率8%適用に要する財源の関係を、十大費目別・中分類別に表したものである。また、表中の A/B は財源1単位あたりの負担率格差が大きい順にランク付けしたものである。ランクが上位にあるものほど、逆進性緩和の効果により大きい品目と見ることができる。

結果を十大費目別にみると、効果・財源規模ともに大きいもの〔光熱・水道、食料〕、効果は大きい財源規模は小さいもの〔保険医療〕、逆進性が悪化するもの〔教育〕など様々ある。

また、十大費目ではトップ3に入らないが、中分類で個別に見ると効果が大きいもの(たばこ〔諸雑費〕、理美容サービス〔諸雑費〕、室内装備・装飾品〔家具・家事用品〕)もある。

^{xi} 低所得世帯[下位 40%]は所得五分位階級別の第 I 階級(252 万円未満)と第 II 階級(252-390 万円)の平均、高所得世帯[上位 60%]は第 III 階級(390-547 万円)、第 IV 階級(547-795 万円)、第 V 階級(795 万円超)の平均としている。

図表11. 財源1単位当たりの負担率格差

十大費目	負担率	8%時の	A/B	中分類 (上位20品目)	負担率	8%時の	A/B
	格差	財源規模			格差	財源規模	
	A	B	(順位)		A	B	(順位)
	(%)	(億円)			(%)	(億円)	
光熱・水道	0.324	3,022	①	たばこ (諸雑費)	0.039	222	1
保健医療	0.048	542	②	他の光熱 (光熱・水道)	0.024	143	2
食料	0.977	11,875	③	健康保持用摂取品 (保健医療)	0.027	191	3
家具・家事用品	0.125	1,544	④	ガス代 (光熱・水道)	0.096	700	4
住居	0.107	1,379	⑤	理美容サービス (諸雑費)	0.062	510	5
諸雑費	0.205	6,688	⑥	果物 (食料)	0.060	499	6
教養娯楽	0.365	5,602	⑦	室内装備・装飾品 (家具・家事用品)	0.016	140	7
被服及び履物	0.099	2,137	⑧	書籍・他の印刷物 (教養娯楽)	0.088	784	8
交通・通信	0.237	6,912	⑨	生地・糸類 (被服及び履物)	0.003	27	9
教育	-0.028	355	⑩	調理食品 (食料)	0.138	1,336	10
				家事サービス (家具・家事用品)	0.015	152	11
				野菜・海藻 (食料)	0.133	1,331	12
				電気代 (光熱・水道)	0.130	1,360	13
				穀類 (食料)	0.111	1,163	14
				魚介類 (食料)	0.096	1,009	15
				飲料 (食料)	0.058	621	16
				上下水道料 (光熱・水道)	0.073	819	17
				油脂・調味料 (食料)	0.044	503	18
				家事用消耗品 (家具・家事用品)	0.028	337	19
				酒類 (食料)	0.047	565	20

※非課税は家賃地代、医薬品、保健医療サービス、授業料等介護サービス、贈与金、仕送り、こづかい、交際費は対象外とした。
A/Bは、財源1単位当たりの負担率格差を表す。

(資料) 平成21年全国消費実態調査を元に作成

5—おわりに: より良い軽減税率に向けた制度設計とともに、給付付き税額控除の議論も加速させるべき

低所得者対策は、制度的には給付付き税額控除が望ましい。しかし、政治が消費税引き上げに対する国民的な理解を得るため、全ての国民が買い物の度に恩恵を実感できる軽減税率を導入したことは一定程度理解できる。

今後、政府は軽減税率の適用品目を選ぶ予定であるが、軽減税率の目的からすれば国民の意見を反映させることが必要だと思われる。その際、提示する選択肢には、財源の制約、分かりやすさ、中立性(特定品目優遇の議論)、逆進性の緩和という観点を考慮に入れるなど、より良い制度の確立に努めてもらいたい。

また、給付付き税額控除は、現在軽減税率の導入を急いでいることもあって議論がストップしているが、マイナンバー制度や総合合算制度など必要とされる環境が整い次第、実施してはどうだろうか。給付付き税額控除は、そもそも前提であるマイナンバー制度が2016年1月執行のため、消費税10%引き上げ直後の対策としては間に合わない。さらに「マイナンバー制度でも正確な所得の把握には限界がある^{xiii}」、「所得は少ないが資産をたくさん保有する者にも恩恵が及ぶ^{xiiii}」といった問題も指摘されているが、本稿でみたように巨額の財政赤字を抱える日本にとっては、少ない財源で効果的な低所得者対策ができる給付付き税額控除は必要だ。

諸外国では、カナダのように軽減税率と給付付き税額控除が共存している国もある。軽減税率の適用範囲を抑えつつ、給付付き税額控除で逆進性を緩和するという方法をとれば、財政負担を抑えつつ、低所得者の

^{xiii} 現行の制度では利子所得(源泉分離課税)や事業所得など税務当局が把握できない領域がある。特に事業所得はクロノンの問題を解消する抜本的な策はない。利子所得は源泉分離課税から申告分離課税にする必要がある。

^{xiiii} 所得が年金のみで、多額の金融資産を保有する高齢者に多いケース。日本の金融資産の大半は高齢者が保有しているが、数でみればごく少数である。所得も資産もない高齢者がほとんどであるため影響は大きくないとみる。このケースを排除するのであれば資産要件を取入れるほか、勤労世帯に限定するといった方法も考えられる。

生活も改善することができる。軽減税率の導入が先行するとしても、将来的に2つの制度を共存させることを考慮に入れて、低所得者対策の議論を進めてもらいたい。

(参考文献)

- [1] 伊田賢司(2012)「消費税増税の諸課題」,『立法と調査』No.333, 参議院事務局企画調整室.
- [2] 井堀利宏(2013)「所得税と相続税・贈与税改革の方向性」,『税研』No.168.
- [3] 大竹文雄・小原美紀(2005)「消費税は本当に逆進的かー負担の「公平性」を考える」,『論座』, 第127号.
- [4] 加藤慶一(2013)「消費税の複数税率をめぐる論点」, 国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 790.
- [5] 鎌倉治子(2010)「諸外国の給付付き税額控除の概要」, 国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 678.
- [6] 企業活力研究所(2010)「マリーズ・レビュー研究会報告書」.
- [7] 栗原克文(2012)「給付付き税額控除制度の執行上の課題について」,『税大ジャーナル(第18号)』, 国税庁.
- [8] 小池拓自(2008)「消費税を巡る議論」, 国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 609.
- [9] 佐藤主光(2011)「所得税・給付付き税額控除の経済学」『フィナンシャル・レビュー』第102号, 財務省財務総合政策研究所.
- [10] 政府税制調査会(2007)「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(平成19年11月)」.
- [11] 高田具視(2004)「食料品等に対する軽減税率の導入問題」,『税大論叢』44号~46号, 国税庁.
- [12] 田近栄治・八塩裕之(2006)「税制を通じた所得再分配」,『日本の所得分配』, 東京大学出版会.
- [13] 東京財団(2010)「給付付き税額控除 具体案の提言〜バラマキではない『強い社会保障』実現に向けて〜」.
- [14] 中里実(2009)「給付付き税額控除の執行上の問題」,『税研』No.145.
- [15] 西山由美(2011)「EU 付加価値税の現状と課題」,『フィナンシャル・レビュー』第102号, 財務省財務総合政策研究所.
- [16] 橋本恭之(2010)「消費税の逆進性とその緩和策」,『会計検査研究』No.41.
- [17] 望月俊浩(2003)「消費税の複数税率化を巡る諸問題」,『税大論叢』41号~43号, 国税庁.
- [18] 森信茂樹(2009)「消費税の逆進性対策を考える」,『会計検査研究』No.40.
- [19] 森信茂樹(2009)「先進国の標準税制としての給付付き税額控除」,『税研』No.145.
- [20] 八塩裕之・長谷川裕一(2008)「わが国会計の消費税負担の実態について」, ESRI Discussion Paper Series No.19.
- [21] 与党税制協議会 軽減税率制度調査委員会(2013)「軽減税率についての議論の中間報告」.